

消安セ技第20号
平成26年3月6日

関係各位

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 襲田正徳
(公印省略)

消防用設備等認定手数料規程、消防防災用設備機器性能評定規程及び
消防防災用設備機器性能評定手数料規程の一部改正について（案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当安全センターでは、消防用設備・機器の認評定にかかる各種申請手数料につきましては、消防用設備等認定手数料規程及び消防防災用設備機器性能評定手数料規程の定めるところにより、所定の手数料を納付いただいております。

このたび、サーベイランス手数料を納付いただいております一部品目について、他の品目との整合性をとることとして、サーベイランス手数料を個別認定及び個別検査の手数料に含めるものとして、所要の改正を行いました。

つきましては、下記3の関係規程等を同封いたしますので内容をご参照の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1 一部改正の内容

(1) 消防用設備等認定手数料規程関係

中輝度蓄光式誘導標識のサーベイランス手数料の徴収について改め、他品目との整合性を取るため、本手数料を個別認定手数料に含めるものとした。

(2) 消防防災用設備機器性能評定規程及び消防防災用設備機器性能評定手数料規程関係

防火水槽等用鉄蓋、防火薬液、防火区画貫通配管等及び排気ダクトに使用する断熱材のサーベイランス手数料の徴収について改め、他品目との整合性をとるため、本手数料を個別検査手数料に含めるものとした。

2 改正日及び実施日

(1) 改正日 平成26年2月24日

(2) 実施日 平成26年4月1日

3 送付書類

(1) 消防用設備等認定手数料規程及び新旧対照表

(2) 消防防災用設備機器性能評定規程及び新旧対照表

(4) 消防防災用設備機器性能評定手数料規程及び新旧対照表

事務局担当

技術部：西内

電話 03-3501-7913

FAX 03-3501-7903

変 更	現 行												
<p>消防防災用設備機器性能評定手数料規程 第1条(略) 第2条第1項～第4項(略) 第5項 個別検査手数料は、別表のとおりとする。</p> <p>第6項 再審査手数料及び補正試験手数料は、前各項に掲げる手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。</p> <p>第7項 型式評定、型式変更評定、性能確認、個別検査、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別 表 消防防災用設備機器個別検査手数料</p> <p>その1 ～ その30 (略)</p> <p>その31 防火水槽等鉄蓋</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>T-25</td> <td>1個につき 190 円</td> </tr> <tr> <td>T-14</td> <td>1個につき 165 円</td> </tr> <tr> <td>T-8</td> <td>1個につき 150 円</td> </tr> </table> <p>その32 ～ その34 (略)</p> <p>その35 防火薬液 1個につき 100円</p>	T-25	1個につき 190 円	T-14	1個につき 165 円	T-8	1個につき 150 円	<p>消防防災用設備機器性能評定手数料規程 第1条(略) 第2条第1項～第4項(略) 第2条第5項 <u>防火水槽等用鉄蓋、防火薬液、防火区画貫通配管等及び排気ダクトに使用する断熱材のサーベイランス手数料は、実費を勘案してその都度定める金額とする。</u></p> <p>第6項 個別検査手数料は、別表のとおりとする。</p> <p>第7項 再審査手数料及び補正試験手数料は、前各項に掲げる手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。</p> <p>第8項 型式評定、型式変更評定、性能確認、個別検査、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>別 表 消防防災用設備機器個別検査手数料</p> <p>その1 ～ その30 (略)</p> <p>その31 防火水槽等鉄蓋</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>T-25</td> <td>1個につき 150 円</td> </tr> <tr> <td>T-14</td> <td>1個につき 130 円</td> </tr> <tr> <td>T-8</td> <td>1個につき 120 円</td> </tr> </table> <p>その32 ～ その34 (略)</p> <p>その35 防火薬液 1個につき 50 円</p>	T-25	1個につき 150 円	T-14	1個につき 130 円	T-8	1個につき 120 円
T-25	1個につき 190 円												
T-14	1個につき 165 円												
T-8	1個につき 150 円												
T-25	1個につき 150 円												
T-14	1個につき 130 円												
T-8	1個につき 120 円												

その36 防火区画貫通配管等

一括マーク	1個につき <u>600円</u>
評定マーク	1個につき <u>30円</u>
評定補助マーク	1個につき <u>18円</u>
刻印	3mにつき <u>1.2円</u>

その37 排気ダクトに使用する断熱材

1個につき 17円

その38 ~ その50 (略)

その36 防火区画貫通配管等

一括マーク	1個につき 500円
評定マーク	1個につき 25円
評定補助マーク	1個につき 15円
刻印	3mにつき 1円

その37 排気ダクトに使用する断熱材

1個につき 15円

その38 ~ その50 (略)